

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

(表)

1 号紙

		認定 番号	〇〇-〇〇〇〇〇				
地方公務員災害補償基金青森県支部長 殿		請求(申請)年月日 令和〇〇年 6 月 10 日					
下記の遺族補償年金 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 を 請求(申請)します。		請求(申請)者 〇〇市〇〇町〇〇番地 (代表者)の住所 ふりがな あおもり はるこ 氏 名 青森 春子 死亡職員との続柄 妻 個 人 番 号					
1 死亡職員に 関する事項	所属団体名 〇〇市 氏 名 青森 三郎 昭和〇〇年 9月 15日生(56歳)	所属部局名 〇〇課 職 名 課長補佐 ☒ 常 勤 ☐ 令第1条職員					
	負 傷 又 は 発病の年月日 令和〇〇年 3月 29日	死 亡 年月日 令和〇〇年 3月 30日					
2 請求の事由	☒ 職員の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であった子の出生 ☐ 先順位者の所在不明						
3 請求者及び遺族 補償年金を受け ることができる 遺族	氏 名 青森 春子 昭和〇〇.10.10	生年月日 52	住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地	死亡職員との続柄 妻	備 考 ①		
	青森 太郎 昭和〇〇.3.5	15	" "	次男	②		
4 既に遺族補償を 受けている者	氏 名	生年月日	年 齢	住 所	死亡職員との続柄 備 考		
5 遺族補償年金請 求金額の計算	〔令第9条の場合〕 (平均給与額) (乗すべき数) (平均給与額) 1 { 12,220円 × 201 + (円 × 12) } × — = 2,456,220 円 1 (受給権者の数)						
6 遺族補償 年金請求金額	☒ 受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合			2,456,220円			
7 国民年金法・厚生年金保 険法等の受給関係	☐ の被保険者であった。 ☐ 被保険者ではなかった。						
8 遺族特別支給金 遺族特別援護金 申請金額の計算	遺族特別支給金 1 3,000,000円 × — = 3,000,000円 1 (受給権者の数)		遺族特別援護金 1 18,600,000円 × — = 18,600,000円 1 (受給権者の数)				
9 遺族特別給付金 申請金額の計算	〔令第9条の場合〕 (平均給与額) (乗すべき数) (平均給与額) 20 1 (A) { 12,220円 × 201 + (円 × 12) } × — × — = 491,244円 100 1 (受給権者の数) (乗すべき数) (B) 1,500,000円 × — × — = 826,027円 365 1 (受給権者の数)						
10 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 申請金額	☒ 受給権者が1人の場合又は代表 者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合		遺族特別支給金 3,000,000円 遺族特別援護金 18,600,000円 遺族特別給付金 491,200 円				
11 送金希望 の場合	振込み	振込先金融 機 関 名	〇〇銀行〇〇支店		*年金決定年額	☐ 受給権者が1 人の場合又は 代表者を選任 しない場合	円
		☒ 普通預金 ☐ 当座預金		*特別支給金 決定金額	☐ 代表者を選任 した場合	円	
		口座番号	012345	*特別援護金 決定金額		円	
				*特別給付金 決定年額		円	
	送金小切手	預金名義者	青森 春子		*通 知	令和 年 月 日	
		受取先金融 機 関 名	△銀行 支店		*年金証書の番 号	第 号	
その他	請求者の銀行口座等について 記入してください			*年金・特別給付 金支給開始年月	令和 年 月		
				*特別支給金・特 別援護金の支払	令和 年 月 日		
* 受 理 (到達した年月日)	所 属 部 局		任 命 権 者		基 金 支 部		
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		

〔注意事項〕裏面参照。

〔注意事項〕

- 1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する請求者の個人番号を記入すること。
- 3 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊦、その者が代表者であるときは㊧、その者が規則第 29 条に定める障害の状態にあるときは㊨、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊩と明記すること。
- 4 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。
- 5 「6 遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が 1 人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5 遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。
- 6 「7 他法年金の受給関係」の欄には、死亡職員又は請求者が遺族補償年金と同一の事由により令附則第 3 条第 1 項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。
なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令附則第 3 条第 1 項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 7 「9 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、令第 1 条職員にあっては別に定めるところによること。
「 遺族特別支給金
- 8 10 遺族特別援護金申請金額の欄の遺族特別支給金の額の項、遺族特別援護金の額の項及び遺族特別給付金
遺族特別給付金」
の額の項には、代表者を選任した場合には、「8 遺族特別支給金申請金額の計算」の欄及び「9 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの額（遺族特別給付金の額については、(A)の額又は(A)の額が(B)の額を超える場合は(B)の額）に受給権者の数を乗じて得た額を記入すること。
- 9 「平均給与額算定書（2 号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 10 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。
 - (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (5) 請求者が妻 1 人で、規則第 29 条に定める障害の状態にあるとき（55 歳以上の場合を除く。）は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類
 - (6) 請求者（前号を除く。）又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第 29 条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
 - (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類
 - (9) 請求者が 2 人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類
- 11 この申請書には、申請者が 2 人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、10 の(9)に掲げる書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
- 12 年月日の記載には元号を用いる。